

令和2年4月28日招集

令和2年 第2回(4月)

佐渡市議会臨時会議案

佐 渡 市

目次

議案第44号	専決処分の承認を求めることについて（佐渡市 税条例等の一部を改正する条例の制定につい て）	1
議案第45号	専決処分の承認を求めることについて（佐渡市 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について）	11
議案第46号	損害賠償の額を定めることについて	14
議案第47号	令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第1号） について	15

議案第44号

専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第3号

専決処分書

佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市税条例等の一部を改正する条例

(佐渡市税条例の一部改正)

第1条 佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定

による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、法施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第2項を削り、同条第3項中「法附則第15条第2項第6号」を「法附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「法附則第15条第30項第1号」を「法附則第15条第27項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「法附則第15条第30項第2号」を「法附則第15条第27項第2号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「法附則第15条第30項第3号」を「法附則第15条第27項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「法附則第15条第31項第1号」を「法附則第15条第28項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「法附則第15条第31項第2号」を「法附則第15条第28項第2号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「法附則第15条第33項第1号イ」を「法附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「法附則第15条第33項第1号ロ」を「法附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項を削り、同条第13項中「法附則第15条第33項第1号ニ」を「法附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「法附則第15条第33項第1号ホ」を「法附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「法附則第15条第33項第2号イ」を「法附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「法附則第15条第33項第2号ロ」を「法附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同

条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

法附則第10条の2第17項中「法附則第15条第33項第3号イ」を「法附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「法附則第15条第33項第3号ロ」を「法附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「法附則第15条第33項第3号ハ」を「法附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第34項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「法附則第15条第44項」を「法附則第15条第38項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「法附則第15条第45項」を「法附則第15条第39項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「法附則第15条第47項」を「法附則第15条第41項」に改め、同項を同条第22項とし、同項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第47項の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第22条第1項中「第54条第5項」を「第54条第6項」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第23条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(佐渡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 佐渡市税条例等の一部を改正する条例（令和元年佐渡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、佐渡市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の佐渡市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 佐渡市税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（佐渡市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 佐渡市税条例の一部を改正する条例（平成27年佐渡市条例第44号）

の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(佐渡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 佐渡市税条例等の一部を改正する条例（平成29年佐渡市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(佐渡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 佐渡市税条例等の一部を改正する条例（平成30年佐渡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

議案第45号

専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年4月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第4号

専決処分書

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

佐渡市長

三浦 基裕

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「16万円」を「17万円」に改める。

第24条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第46号

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方 市内 女性

2 損害賠償の額 937,869円

3 事故の概要

(1) 事故発生日 令和元年12月4日 午前10時頃

(2) 事故の発生場所 佐渡市中興地内

(3) 事故の状況 公用車が走行中に、交差点で停止中の前方車両に追突したもの

過失割合 佐渡市 100%

相手方 0%

令和2年4月28日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第47号 令和2年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について
(予算書別紙添付)

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

議案第 47 号

《令和 2 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 1 号）概要》

1. 補正予算について

- ・新型コロナウイルス感染症対策として雇用安定助成事業の経費を計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	44,502,926
補正額	57,720
累計予算額	44,560,646

3. 財源内訳

(単位：千円)

繰入金	57,720
-----	--------

4. 補正項目

(単位：千円)

- 雇用安定助成事業（新型コロナ対策）【地域振興課】

補正額：57,720

(事業内容)

・緊急雇用安定助成金（新規）	補正額：45,720 千円
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業によって、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた市内の事業主に対し、「佐渡市緊急雇用安定助成金」を上乗せ助成して、雇用の維持及び事業の継続を支援する。	
① 対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	
② 助成率：中小（国 4/5、市 1/10）、大企業（国 2/3、市 1/6） ※解雇等を行わない場合：中小（国 9/10、市 1/10）、大企業（国 3/4、市 1/4）	
③ 対象期間：令和 2 年 4 月 1 日～	
・雇用調整助成金申請費用補助金（新規）	補正額：12,000 千円
国の「雇用調整助成金」を受けようとする市内の事業主に対し、その申請に要する費用を補助する。	
① 対象費用：雇用調整助成金の申請（計画届を含む）に要する社会保険労務士等への申請手数料	
② 補助率：申請手数料の 1/2 以内（上限：1 事業所 100 千円）	